

生徒会規約

2011年4月1日改正

前文

関屋中学校生徒会は、全校生徒みんなが幸福になるためにつくられます。私達はここに生徒会規約を定め、その民主的運営をとおして、おたがいにあたたかく助け合い、要求を出し合って、正しいことは力を合わせて実行します。そして、だれもがカー杯のびのびと生活できる明るい学校を作ります。

第1章 名称

第1条 本会は、関屋中学校生徒会といいます。

第2章 目的

第2条 本会は、前文の精神に従って会員各人が権利と義務を重んじ、自主的で明るい学校を作り、将来立派な社会人となる資質を養うことを目的とします。

第3章 会員

第3条 関屋中学校の生徒はすべて本会の会員です。

第4章 事業、会計

第4条 本会は、目的を達成するために校内、校外共に必要な仕事を行います。

第5条 会員は、毎月一定額の会費を納めます。

第6条 原則として会計の事務および執行は本部が担当します。

第5章 役員

第7条 本会には、次の役員をおきます。

- 1 会長 1名
- 2 副会長男女各1名
- 3 書記長 1名
- 4 各専門委員会委員長 各1名
- 5 応援団長 1名

第8条 生徒会三役・応援団長は、全会員の直接無記名投票で選出されます。

任期は1年とし、再選はさまたげませんが兼任はできません。

第9条 生徒会三役は、本会の代表者であり、校長の認証を得て就任します。

第10条 会長は、本会を代表して会務を管理し、専門委員会、中央委員会および本会すべての会議を招集することができます。各専門委員長は、生徒会三役の指名した者を会長が任命し、各専門委員長の任期は1年とします。

副会長は会長を助け、会長が事故の時は、その任務を代行します。書記長は書記局を構成します。

書記長事故の時は、会長が任務を代行します。

第11条 生徒会三役は、本会のすべての委員会、会議に出席し、発言をすることができます。

第6章 機関・運営

第12条 本会には原則として次の専門的な機関をおきます。

- 1 生徒総会
- 2 中央委員会
- 3 執行委員会
- 4 書記局
- 5 専門委員会
- 6 部活動部長会議
- 7 応援団幹部会
- 8 選挙管理委員会
- 9 学年委員会
- 10 学級会

第13条 生徒総会は、全会員で構成され、本会最高の議決、承認の機関です。

第14条 生徒総会は、定例総会、臨時総会の2つとし、定例総会は年度初め(5月下旬)に行い、次のことを行います。

- 1 予算の承認、決算の報告
- 2 会長の方針演説
- 3 その他、規約改正等の重要なことから。

第15条 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または中央委員会で3分の2以上の賛成を得たとき、3日以前に会長が予告して開きます。

第16条 生徒総会の議長団は、中央委員会の議長団が行います。

第17条 中央委員会は各学級2名の中央委員で構成し、総会に次ぐ決議機関です。

第18条 中央委員会は、定例中央委員会、臨時中央委員会の2つとし、定例中央委員会は月1回、臨時中央委員会は総議員の5分の1以上学校側の要請のあった時、会長が2日以前に予告して開きます。

第19条 中央委員会は次のことを行います。

- 1 執行委員会から提案されたことの決定。
- 2 学年、学級、中央委員から提案されたこと。
- 3 その他必要なことから。

第20条 中央委員会は、議長1名、副議長2名を中央委員内で互選します。

第21条 中央委員会は3分の2以上の出席で成立し、採決するときは、出席中央委員の過半数の賛成を得て決定します。

第22条 執行委員会は、生徒会三役、各専門委員会委員長、応援団長、学年委員長によって構成されます。

第23条 執行委員会は、総会または中央委員会に議案を提出し、また決議事項の実行を専門委員会および応援団を通して行います。

第24条 執行委員会の議長は、生徒会三役が行います。

第25条 執行委員会が行う事項一切はすべて執行委員会の承認を必要とします。

第26条 書記局は書記長のもとで本会の計画立案、事務その他必要な仕事を行います。

書記局員はそれぞれ数名で構成され、その長の委嘱により決定します。

第27条 専門委員会は、執行委員会のもとに具体的、かつ専門的な仕事を行います。

第28条 原則として専門委員会は各学級代表(各学級男女各1名)で構成されます。

第29条 専門委員長、副委員長、書記、常任委員で常任委員会を設け、実際の専門委員会運営、中央委員会の決議事項の執行、その他専門的な仕事を行います。

第30条 学級専門委員は、自由に積極的に学級での活動ができ、専門委員会で発言します。

第31条 応援団幹部会は第8条の規約によって選ばれた団長、および各学級代表(男女各1名)により構成されます。

第32条 応援団長は生徒会本部のもとにあって、全校の応援について、中央委員会の決議にしたがい、そのリーダーとして、具体的かつ専門的な仕事をします。

第33条 会長は必要があれば臨時に、または継続的に専門委員会を設置することができます。

第34条 部活動部長会議、応援団会議、選挙管理委員会、学年委員会、学級活動等の細則については別に定めます。

第35条 本会のすべての会議は公開とします。傍聴に制限の必要ある場合は議長が判断して決めます。

第36条 本会のすべての会議は中央委員会に準じて行います。

第37条 本会は目的を正しく達成するために各機関、各部門で顧問教師の指導助言を受けます。

第7章 付則

第38条 本会は昭和51年9月1日から実施します。規約の改正は中央委員会で3分の2以上の代議員の賛成を必要とし、生徒総会で決定します。